

デイサービスセンター誠和荘のご紹介

(重要事項説明書)

(令和7年4月改訂版)

当荘は、指定通所介護事業所です。
(名古屋市指定 第2371600210号)

当事業所は、ご利用者に対して、指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

◇◆目	次◆◇	ページ
1	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事業所の目的及び運営方針・・・・・・・・	1
4	事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	1
5	設備・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	非常災害時の対策・・・・・・・・	2
7	職員体制・・・・・・・・	3
8	職員の勤務体制・・・・・・・・	3
9	個人情報の保護・・・・・・・・	3
10	当事業所が提供するサービスの概要・・・・・・・・	4
11	利用料金（予防専門型通所サービスの場合）・・・・・・・・	4
12	利用料金（通所介護の場合）・・・・・・・・	5
13	利用料金等のお支払方法・・・・・・・・	6
14	事故が発生した場合の対応・・・・・・・・	6
15	利用の中止、変更、追加・・・・・・・・	6
16	苦情等の申立先・・・・・・・・	7
17	第三者による評価状況・・・・・・・・	7
	(別紙1) 個人情報の利用目的・・・・・・・・	8

1 事業者(事業所経営法人)

事業者の名称	社会福祉法人 八起社
法人所在地	名古屋市天白区植田山二丁目101番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 長谷川 弘之
電話番号	052-781-2859

2 ご利用施設

事業所の名称	デイサービスセンター 誠和荘
事業所の所在地	名古屋市天白区植田山二丁目101番地
事業所長氏名	辻 隆夫
開設年月日	平成6年8月1日
利用定員	25名
電話/FAX	電話:052-781-2859/FAX:052-781-3078
営業時間外連絡先	090-3425-7850(留守番電話対応)

3 事業所の目的及び運営方針

事業所の目的	当事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に通所介護サービスを提供します。
事業所の運営方針	介護保険法令、告示の趣旨及び内容に沿って、個別の介護計画に基づき、ご利用者の意思及び人格を尊重してサービスを提供します。

4 事業実施地域及び営業時間

(1)事業の実施地域

天白区、昭和区、瑞穂区、千種区、名東区、日進市

(2)営業日及び営業時間

営業日	日曜日・1月1日～3日を除く毎日
受付時間	8:35～17:20
サービス提供時間	9:20～16:35

5 設備

施設・設備の種類	室数	備考
日常動作訓練室	1室	
休養室	1室	ベッド6台
相談室	1室	
機能訓練室	1室	設備機器：平行棒、昇降台(階段)、滑車等
浴室	2室	一般浴室(リフト浴付)、特殊浴室

6 非常災害時の対策

非常時の対応	当事業所の「消防計画」により、安全かつ迅速に対応します。			
平常時の訓練等	ご利用者にも参加していただき、年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	1か所
	非常階段	2か所	屋内消火栓	2か所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	9か所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ警報機	あり	非常用電源	あり
	※カーテン・寝具等は、難燃性のものを使用しています。			
防火管理者	総務部長 北村 和範			

7 職員体制(主たる職員)

職 種	員 数	区 分		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保 有 資 格
		常 勤	非常勤			
事業所長	1	1	0	0.5	0.1	介護福祉士 認知症介護指導者養成研修修了者
生活相談員	4	4	0	1.0	1	介護福祉士 認知症介護実践者研修終了者 公認心理師
介護職員	9	3	6	6.2	3	介護福祉士 認知症介護実践者研修終了者
看護職員	機能訓練指導員及び特養看護職員が兼務					正看護師
機能訓練指導員	1	0	1	0.5	0.5	正看護師

(注)常勤換算:職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	週 休
事業所長	正規の勤務時間帯 8:35~17:20	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯 8:35~17:20	4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯 8:35~17:20	4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯 8:35~17:20	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 8:35~17:20	4週8休

9 個人情報の保護

当事業所の職員は、介護サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。
 情報提供させていただく場合は、別紙「個人情報の利用目的」の範囲内で行います。
 なお、ご利用者またはそのご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

10 当事業所が提供するサービスの概要

当事業所では、ご利用者に対して次の介護保険給付サービスを提供します。

種 類	内 容
送 迎	・ 当事業所のマイクロバス等でお宅まで送迎します。
食 事	・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養及びご利用者の嗜好並びに身体状況を考慮した食事を提供します。 (食事時間) 12:00～12:30
入 浴	・ 毎日、午前中に入浴または清拭を行います。 ・ 機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
健 康 管 理	・ 看護職員が簡単な健康チェックを行います。
機 能 訓 練	・ ご利用者様の状況に応じて機能訓練を実施します。 ※保有するリハビリ器具 平行棒 ドクターメドマー(医療用マッサージ機) 滑車 トレーニング用自転車 昇降用台(階段)等
休 養	・ お疲れのときはベッドで、のんびりおくつろぎいただけます。
相談及び援助	・ 当事業所では、ご利用者及びそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口) 生活相談員 三田陽久 生活相談員 奥井夕佳

11 利用料金(予防専門型通所サービスの場合)

ご利用者のサービス利用料金は、介護報酬として告示された介護サービス費のうち利用者負担の割合に応じた額と食費の合計額を自己負担額としてお支払いいただきます。

なお、利用料金(食費を除く)は、居宅サービス計画に盛り込まれている範囲内で、当

事業所と契約を結んだ回数内であれば、1カ月に何回ご利用いただいても同額です。

区 分	要支援1	要支援2
1 介護サービス費	22,748 円	45,026 円
2 上記のうち、介護保険から給付される金額	20,473	40,523
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	2,275	4,503
4 食費に係る自己負担額	昼食1回につき450円。おやつ代1回150円	
5 自己負担額 合計	上記 3 サービス利用に係る自己負担額 + 食費 × 食数	

※上表は、1割負担の場合です。

※介護サービス費には、入浴サービス、送迎サービス料金も含まれています。

12 利用料金(通所介護の場合)

ご利用者のサービス利用料金は、介護報酬として告示された介護サービス費のうち利用者負担の割合に応じた額と食費との合計額を自己負担額としてお支払いいただきます。ご利用者の要介護度に応じた1日あたりのサービス利用料金と自己負担額は、次のとおりです。

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護サービス費	9,142 円	10,530 円	11,972 円	13,403 円	14,855 円
2 上記のうち、介護保険から給付される金額	8,227	9,477	10,774	12,062	13,369
3 サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	915	1,053	1,198	1,341	1,486
4 食費に係る自己負担額	昼食1回につき450円、おやつ代1回につき150円				
5 自己負担額 合計 (3+4)	1,515	1,653	1,798	1,941	2,086

※ 上表は、1割負担の場合です。

※ 前記サービス利用料金は、標準のサービス提供時間となります。なお、入浴介助加

算(Ⅰ)【40 単位/日】、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)【22 単位/日】、科学的介護推進体制加算【40 単位/月】、ADL 維持等加算(Ⅰ)【30 単位/月】、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)【月に利用した総単位数に 9.2%乗じた額を加算】も含まれています。

- ※ 食費に係る自己負担額は、介護保険給付の対象にはなりません。
- ※ お支払額は、1 カ月まとめて算定しますので、上表と若干異なることがあります。
- ※ サービス料金等は、厚生労働省の介護報酬の改定により変更される場合があります。
- ※ 若年性認知症利用者(40～65歳以下)に対して若年性認知症利用者受入れ加算として要介護者1日につき60単位、要支援者1日につき240単位を加算します。
- ※ 介護保険給付以外のサービスを提供したときには、実費相当分を負担していただく事があります。

13 利用料金等のお支払い方法

当月分の利用料金等について、翌月まとめて請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。	
お支払い方法	契約時にお申込みいただいた、金融機関口座より自動引き落とし(振替手数料は、当方で負担いたします)

14 事故が発生した場合の対応

介護サービス提供時に、お客様に事故が発生した場合は、速やかにご家族様に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

15 虐待防止に関する事項

<p>当事業所はご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています(2) 虐待の防止のための指針を整備しています。(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。 ○虐待の防止に関する担当者 所長 辻 隆夫(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
--

行政機関その他 苦情受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 指導係 所在地 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DP スクエア東桜8階 電話番号 (052)959-3087 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:45～17:15 ・愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号 (052)212-5515 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 (苦情内容は介護保険サービスに関するものに限りませう。) 所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館 電話番号 (052)971-4165 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
-------------------	---

18 第三者評価による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	評価の結果	
② なし		

個人情報の利用目的

誠和荘では、ご利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめご利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

ご利用者への福祉・介護サービスの提供に必要な利用目的

1 誠和荘内部の利用目的

- (1) 当施設がご利用者等に提供する福祉・介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 福祉・介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計、経理
 - ウ 事故等の報告
 - エ 当該ご利用者の福祉・介護サービスの向上

2 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設がご利用者等に提供する福祉・介護サービスのうち
 - ア ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - イ その他の業務委託
 - ウ ご利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - エ ご家族への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
 - ア 保険事務の委託(一部委託を含む)
 - イ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ウ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - エ LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出

3 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

1 誠和荘内部でのご利用者に係る利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち
 - ア 福祉・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - イ 当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ウ 当施設において行われる事例研究

2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関等への情報提供